

許可申請手続要領

(用途許可)

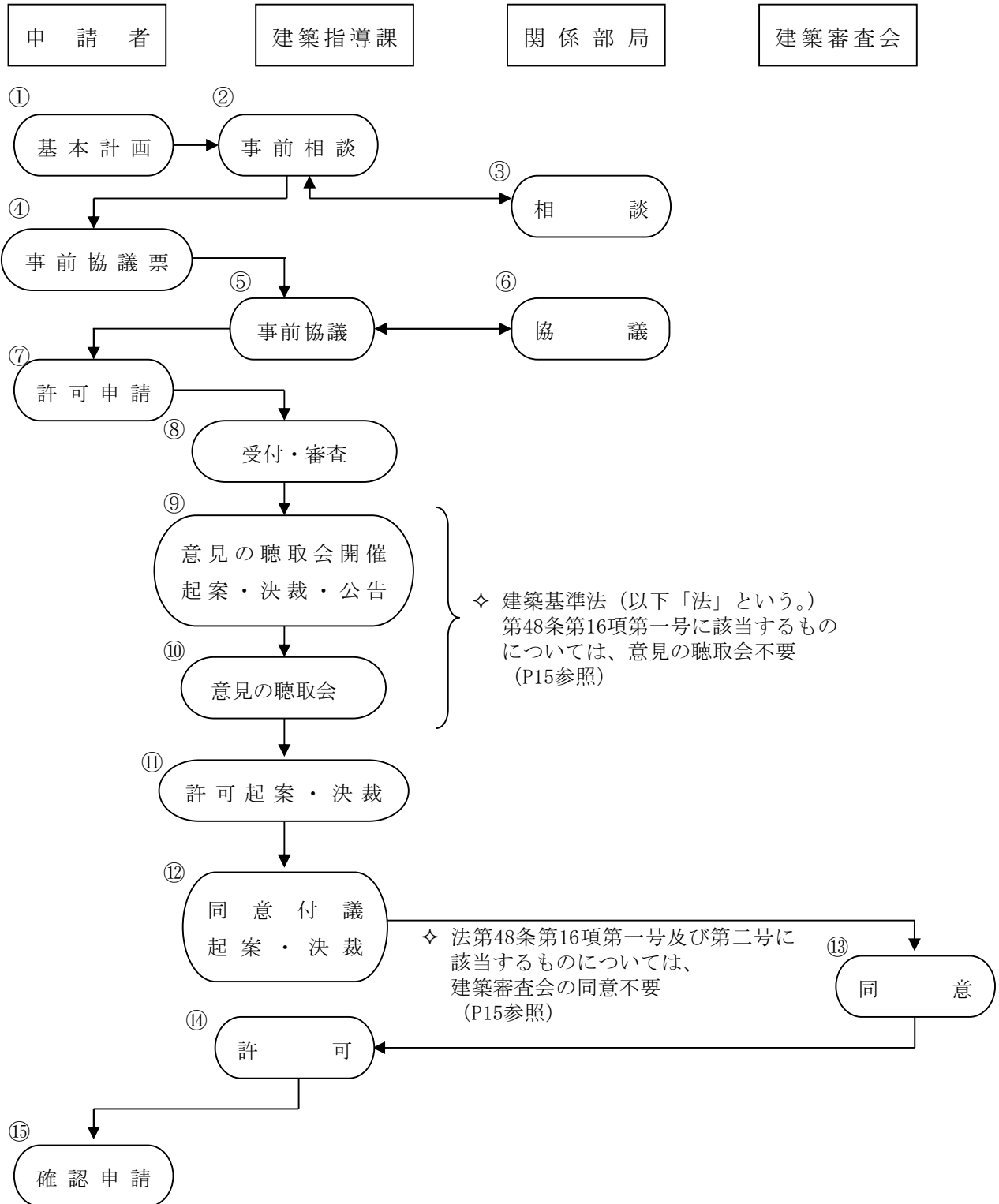
担 当 名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
市街地建築係 TEL 972-2918

令和2年12月

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

許可手続きフロー図

※



※関係部局例

- ・都市計画部都市計画課
- ・環境局地域環境対策部大気環境対策課

許可申請手続一覧表

順序	I	II	III	IV	V	VI
内容	事前協議	許可申請	意見の聴取会	審査会資料提出	審査会	許可
時期	—	審査会約2.5ヶ月前	審査会約1ヶ月前	審査会約3週間前	—	審査会約1週間後
提出書類	1 許可の協議票 2 許可申請書(案) 3 陳述書 4 建築概要表 5 図面(案内、用途地域、付近状況、配置、平面、立面、断面、日影、緑地、パース、駐車等) (図面はA3判) 6 現地写真 7 その他資料	1 許可申請書(正) …1部 2 許可申請書(副) (許可申請書(正)の写) …1部 3 防火対象物工事届 …1部 <添付図書>上記1・2・3に添付 (1) 陳述書 Iの3と同じ (2) 建築概要表 (3) 図面 Iの5・6と同じ 4 パワーポイントデータ 上記(3)の図面のデータ 5 利害関係者名簿 …1部 利害関係者位置図 …1部 利害関係者根拠資料 …1部	1 II4のパワーポイントデータ 2 聴取会資料 IIの1の許可申請書に添付した図面のうち担当職員から指示のあったもの …10部 (図面はA3判)	1 II4のパワーポイントデータ 2 審査会資料 IIIの2と同じもの …25部 (図面はA3判) * 図面には、設計事務所名等は、記入しないで下さい。		○通知書に許可申請書(副)を添付してお渡します。
備考	○協議書は、関係部局の数	○(2)の図面はA4判に折り左綴りにして下さい。 ○許可申請書(正)の表紙の裏面に許可手数料の納付証明書を添付して下さい。 ○5の名簿・位置図は許可申請までに別途提出して下さい。 ○利害関係者名簿はデータも提出下さい。	○図面はA3判に縮小し着色。その他のものはA4判にして下さい。	○図面はA3判に縮小し着色。その他のものはA4判にして下さい。		

※時期はあくまで目安です。市議会日程や年末年始・年度末を含む場合などは手続きに時間がかかる場合があるので、余裕をもって準備下さい。

※法第48条第16項第一号に該当するものは意見の聴取会及び建築審査会の同意不要、第二号に該当するものは建築審査会の同意不要です。

※法第48条第16項第二号に該当するものは建築基準法施行規則第10条の4の3に規定する措置を満たすと確認できる図面等をI及びIIの際に添付してください。

I 事前協議

- 1 建築指導課で建築計画について相談を受けた後、許可の可否について検討するため、用途許可の協議票（様式第1号。以下「協議票」という）を提出していただきます。
- 2 建築指導課は協議票を受取った後、現地調査を行うなど調査・検討し、説明状況の報告内容等から判断し、また関係部局とも協議をして許可申請書提出の可否を回答します。

II 許可申請

<提出図書の説明>

(1) 許可申請書

- ア. 許可申請書は、許可申請書(正)、許可申請書(副)（(正)の写で可）及び防火対象物工事計画届の3部が必要です。
- イ. 上記3部のそれぞれには、同じ図面を添付して下さい。
- ウ. 許可申請手数料は1許可あたり、法第48条第16項第一号に該当する場合：12万円、法第48条第16項第二号に該当する場合：14万円、その他の場合：18万円です（名古屋市建築基準法施行条例第17条）。

(2) 陳述書

別添記入例は例示ですから必ずしもこのとおりに記載する必要はありませんが、できるだけ具体的に分かりやすく記載して下さい。

(3) 建築概要表

申請敷地内に複数棟ある場合等については、高さ、階数、建築面積、延べ面積等、建物ごとの概要の一覧表を建築指導課職員の指示に基づき、作成してください。

(4) 図面

ア. 案内図（着色）

申請敷地が、略図のほぼ中央となるように、白黒の図に敷地を赤く塗って作成して下さい。主要幹線道路、交通機関、その他目標となる建物等を記入して下さい。

イ. 用途地域図（1/5000又は1/2500、着色）

申請敷地がほぼ中央となるように、1/5000又は1/2500の用途地域指定図を基に作成して下さい。用途地域図の着色にならって、付近の用途地域がわかるように色分けして下さい。

ウ. 付近状況図

敷地境界から100mの範囲内にある、住宅、店舗、工場、事務所、道路等を記入し、用途別に着色して下さい。

例……住宅（黄）、店舗（朱）、工場（紫）、事務所（黄緑）、道路（薄茶）

エ. 配置図（着色）

申請敷地内における申請建物及び既設建物の位置、棟別の構造・階数・高さ・用途、駐車場（台数）、緑地、建物から境界線までの距離、出入口、周囲の道路幅等を明示して下さい。

申請建物（赤く縁取り斜めにハッチ）と既設建物（青く縁取り斜めにハッチ）を

区別し、緑地を緑に、敷地境界線は濃い黒線に着色して下さい。

オ. 平面図

申請建物の各階平面図で、各部分の用途・寸法・室面積を記入して下さい。作業場にあつては、機械設備の名称・配置・出力数も記入して下さい。

カ. 立面図

東西南北の立面図

キ. 断面図

道路面又は隣地との高低差、敷地内地盤面の高低差、基準地盤、地域に応じて隣地斜線・道路斜線・北側斜線・名古屋都市計画高度地区による斜線、地区計画による形態制限等を表示して下さい。

ク. 日影図

冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの各時刻の日影図と規制値の「等時間日影図」とします。日影の影響がある付近建物の配置、建物用途等を記入して下さい。

日影測定線（敷地境界線から5m・10m）は赤色で着色し、等時間日影線で敷地境界線から5m以内に収めるべき線を茶色、10m以内に収めるべき線を緑色で着色して下さい。

ケ. パース

建築指導課職員より指示がある場合は、提出して下さい。

コ. その他指示する図書

法第48条第16項第二号に該当するものは建築基準法施行規則第10条の4の3に規定する措置を満たすと確認できる図面等を添付してください。

Ⅲ 公開による意見の聴取会

法第48条及び名古屋市特別用途地区、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例による用途制限緩和の許可の場合は、公開による意見の聴取会を開催し、利害関係者の意見を聴きます。

(1) 利害関係者の範囲

原則として、敷地の境界線から相当距離（原則50mとし、建築指導課で個別に指定します。）の範囲内にある土地の所有者、建物の所有者及び使用者を利害関係者とします。土地の一部が範囲に入る場合は、その土地の所有者、建物の所有者及び使用者を利害関係者とし、複数棟ある共同住宅等の一部が範囲に入る場合はその棟の各使用者までを利害関係者とします。

団地等の場合は、その団地の代表者又は管理人をもって利害関係者とする場合があります。また、事例によっては自治会長・区政協力委員など地元を代表する方を利害関係者とする事もありますので建築指導課職員の指示を受けて下さい。

(2) 利害関係者位置図

上記(1)の範囲内の土地分筆状況、建物配置状況を示す図面を作成して下さい。この図に下記(3)の利害関係者名簿と対照できるように、整理番号を表示して下さい。

〔 土地分筆状況については、法務局か区役所の地籍図を参考にし、建物配置状況については、住宅地図等を参考に現地調査の上、位置図を作成して下さい。 〕

(3) 利害関係者名簿（別紙様式第2号参照）

上記(1)で示した利害関係者の名簿を下記の要領で作成して下さい。

(件名) 利害関係者名簿								
所在<名古屋市 区 町 丁目>								
図面 対照 番号	地番	氏名	関係者 番号	土地 所有	建物 所有	建物 使用	住 所	備 考
(1)	1番	木村 一	1	○	○		名古屋市〇区〇町〇番地	
(2)	1番2	株〇〇代表取締役社長 山本 太郎	2	○	○		名古屋市〇区〇町〇番地の2 株〇〇名古屋支店 伊東清	
(3)	3番	木下 一郎	3	○			名古屋市〇区〇町〇番地	
	〃	伊東 啓子	4		○		名古屋市〇区〇町〇番地	
	〃	伊東 二郎	5		○		名古屋市〇区〇町〇番地	
	〃					○	□□書店	別表1
(4)	5番	木村 一	1	○	○		名古屋市〇区〇町〇番地	
	〃					○	△△アパート	別表2
(5)	8番	名古屋花子	6	○			名古屋市〇区△△丁目〇番〇号	

土地・建物が共有の場合は共有者全員の氏名を記入して下さい。

所有者等が法人の場合はその代表者名までを表示して下さい。

上記の根拠となる土地・建物所有権登記事項証明書は申請者が入手のうえ、名簿提出時に合わせて添付してください（写しでも可）。

土地・建物所有者以外で建物使用者がいる場合は、氏名・関係者番号は空欄で建物使用欄を○とし、住所欄に建物名称（店舗等の場合はその名称）を記入して下さい。建物使用者については、申請者はその把握に努め、別表にまとめるとともに、判断材料となる資料（住宅地図、写真等）を可能な限り添付してください。

(4) 意見の聴取会用図面

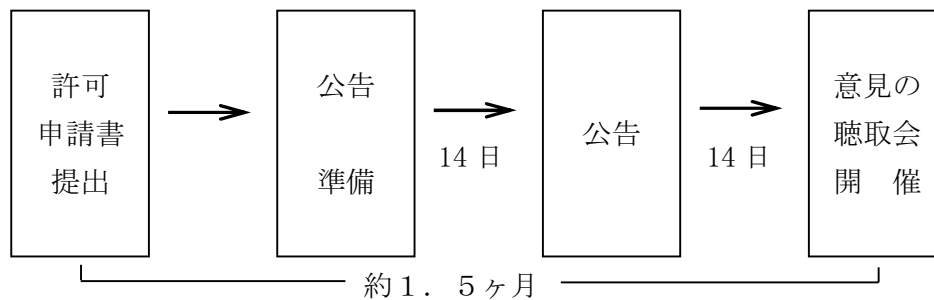
前述Ⅱ許可申請の添付図書(3)の図面のうち、意見の聴取会説明用として担当職員から指示のあった図書をA3判に縮小し、クリップ等の仮綴じ（折り込み不用）とし、10部を意見の聴取会開催の1週間前までに提出して下さい。

(5) 説明用掲図（意見の聴取会・建築審査会用）

前述Ⅱ許可申請の添付図書(3)の図面をパワーポイントデータにして下さい。

(6) 意見の聴取会開催時期

許可申請書（利害関係者名簿は事前に受領）受付後、1ヶ月半程度で開催します。



(7) 意見聴取会の周知

当局は、許可申請書受理後、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則に基づき、市役所の掲示場その他の場所に公告を掲示します。

申請者は公告後速やかに、申請地の適当な場所に意見の聴取の開催概要を明示した標識（別紙様式第3号）を掲示して下さい（設置位置等については建築指導課の指示に従うこと）。

その他、申請者は意見の聴取の開催について、利害関係者に対し積極的な周知を行うよう努めてください。

(8) 開催場所

原則として、当局が申請場所の周辺にある公共施設等を準備します（ただし、周辺に適当な施設が無い場合など、申請者に会場を準備していただくことがあります）。

開催時間は原則として平日の午後とします。

(9) 開催当日の注意

ア. 申請者または責任ある代表者及び設計者が出席し、申請理由、計画の概要等について説明し、利害関係者からの質問について回答していただきます。

イ. 会場には、聴取会の定刻の30分前に到着してください。

ウ. プロジェクタ機器、スクリーン等の使用については、あらかじめ建築指導課職員と打ち合わせをしておいて下さい。

IV 建築審査会資料提出

<提出図書の説明>

前述 II 許可申請の添付図書(3) の図面のうち、審査会説明用として担当職員から指示のあった図書をA3判に縮小し、クリップ等の仮綴じ（折り込み禁止）とし、25部を審査会開催の約3週間前までに提出して下さい。

なお、審査会説明用の図書類は、名古屋市情報公開条例に基づき、審査会の傍聴者にも公開されますので、申請者・設計者において、不利益をこうむる恐れがある場合は、事前にお知らせください。

V 建築審査会

公開による意見の聴取会で利害関係者から特に反対の意見がなかったときは、意見の聴取会後の建築審査会に議案として上程し、意見の聴取会での意見を報告します。

このときに条件が付されることもあります。

VI 許 可

建築審査会の同意が得られれば、約1週間で許可通知書が交付されます。電話等で連絡いたしますので、受領者の認印を持って通知書（許可申請書(副)を添付）の受け取りにお越しく下さい。

受取り先 住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係

TEL (052) 972-2918

許可にあたって条件が付されたり、誓約書を提出していただくこともあります。建築計画が許可内容、条件と異なると違反となりますのでご注意ください。

許可を受けましたら、工事に着手する前に必ず確認申請書を提出して、建築主事等の確認を受けて下さい。（確認申請書に許可通知書の写しを添付してください。）

確認申請書は、許可を受けた内容と同じ申請内容でなければなりません。許可の内容を変更することはできませんのでご注意下さい。

(様式第1号)

用途許可の協議票

受付日	
協議期限	

申請者	申請者						
	申請敷地						
	建築物名称						
	許可事項 (具体的に)						
記入	提出図書 (該当に○)	案内、用途地域、付近状況、配置、平面、立面、断面、日影、工場設備、駐車・交通対策、パース、写真、その他()					
	連絡先	会社名	担当者				
担当者	調査・検討 (立地条件) 法的要件 関係機関・手続 類似事例など						
	説明状況報告 (月日標識設置指示)						
	協議・指導						
	関係局意見						
	担当者意見						
協議結果							
供覧	課長		市街地建築係	係長		係員	
			調査係	係長		係員	

陳 述 書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

住所 名古屋市〇〇区〇〇〇

申請者 株式会社〇〇〇

氏名 代表取締役

1. 申請趣旨……陳述の趣旨を分りやすく書くこと。

例 { 名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇〇番の商業地域・防火地域内にある株式会社〇〇〇の敷地内に菓子製造工場を増築したく、建築基準法第48条第〇〇項ただし書の規程により、用途制限（作業場面積制限）緩和の許可をお願いします。

2. 申請敷地に建設を必要とする理由……申請敷地になぜ建設することが必要なのか、その理由を詳しく書くこと。

例 { 昭和10年9月に創業以来、当該敷地にて営業をしてきましたが、建物、設備の老朽化が著しく、製造部門を今回建て替えることになりました。当該敷地以外に所有する土地がなく、また今まで製造直売で営業してきましたので、この土地にて建設したいと思えます。

3. 申請敷地を選定した理由……本申請地をなぜ選んだのか、用途制限に適合する地域内に適地は無かったのか、その理由を詳しく書くこと。

例 { 昭和10年9月に創業以来この地域の方を対象に営業しており、この地に名前も定着しています。当該敷地以外に所有する土地がなく、またこの地を離れて営業することも困難なため、当該敷地をやむなく選定したものです。

4. 申請敷地付近の状況……申請地周辺の土地の利用状況、建物の用途などを具体的に記入してください。

例 { 申請地の北側は、幅員15メートルの市道〇〇線に面し、その北は、マンション・店舗・事務所があり、東側隣地は店舗、南側隣地は駐車場・共同住宅、西側隣地は住宅となっている。
周囲は、住宅・店舗・事務所等が混在する地域となっている。

5. 業務内容……営業内容、作業内容等についてできる限り詳しく書くこと。

例 { 工場の場合を例にすると、創業沿革、詳しい作業内容（工程）、作業時間、従業員数（従事内容内訳）、騒音・振動・臭気・塵芥・煤煙・排水等の状況、原料及び製品の名称と数量、関係車両の種類、駐車場、貯蔵危険物の名称・数量など具体的に

6. 機械設備の内容……機械の名称、数量、出力数、用途、振動、騒音などを1台ずつ記入し、増設の場合は旧機械も記入して新設との区別をすること。

7. 申請敷地

名古屋市〇区〇〇町〇丁目〇番、〇番2及び〇番3

面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

8. 建物の構造、規模

例

(1) 申請建物

ア、菓子製造工場 鉄骨造亜鉛鉄板葺 2階建 1棟

建築面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

延べ面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

(内作業場面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル)

高さ 〇〇. 〇〇メートル

(2) 既設建物

ア、店舗 鉄骨造平家建 1棟

建築面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

高さ 〇〇. 〇〇メートル

イ、事務所 鉄骨造2階建 1棟

建築面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

延べ面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

高さ 〇〇. 〇〇メートル

計 建築面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

延べ面積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

(3) 駐車場 敷地内 〇〇台

敷地外 〇〇台 合計 〇〇台

建ぺい率 〇〇. 〇〇パーセント (制限〇〇. 〇〇パーセント)

容積率 〇〇〇. 〇〇パーセント (制限〇〇〇. 〇〇パーセント)

9. 公害対策……防音、防塵、防臭など公害対策について設計上考慮されている点について詳細に記載すること。

10. 緑地の確保……工場等の場合は特に考慮すること。

おおむね敷地面積の〇〇パーセントを目途にする。

11. 危険物を貯蔵する場合は、名称・数量・用途など具体的に明記すること。

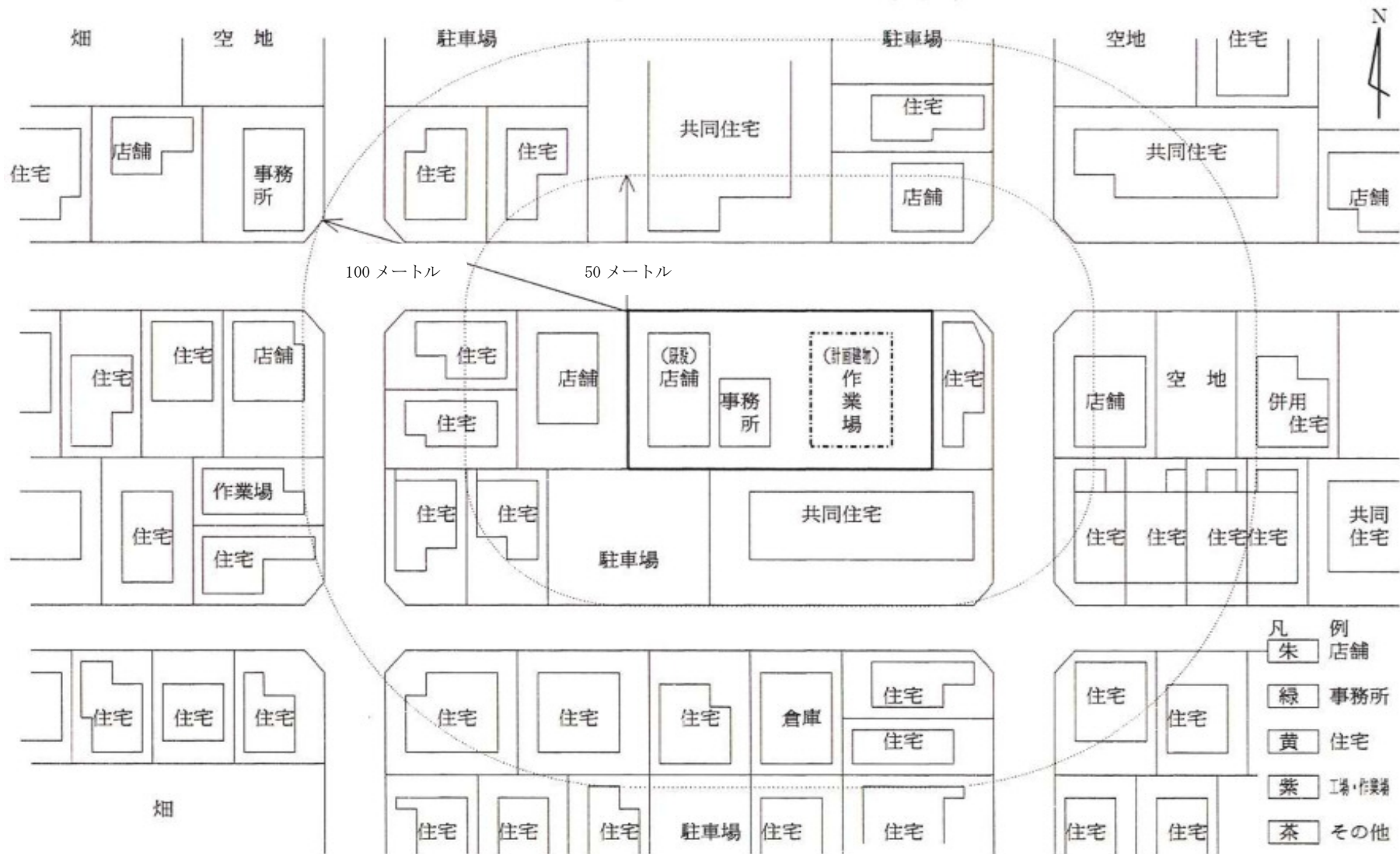
12. そのほか参考になる事項

ア、既設建物の確認、許可等の経緯

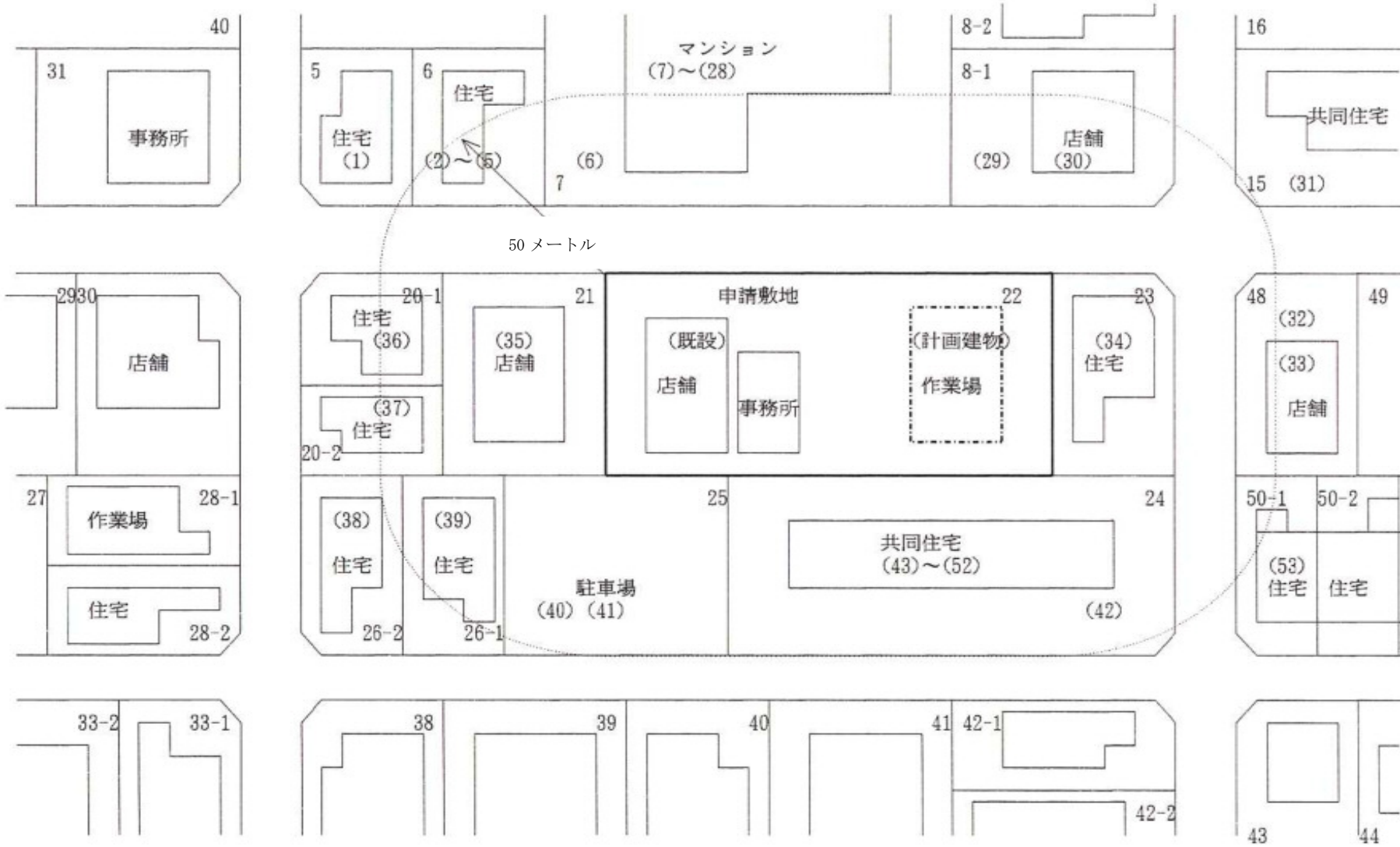
イ、消防及びその他官公庁の手続き

ウ、建築設計士住所・氏名・連絡先

付近状況図（申請敷地境界より100mの範囲）



利害関係者位置図（申請敷地境界より50mの範囲）



利害関係者名簿

NO

様式第2号

<名古屋市 区 >

図面对照 番 号	地 番	氏 名	関係者 番号	土地 所有	建物 所有	建物 使用	住 所 (連 絡 先)	備 考

様式第 3 号

建築基準法に基づく建築許可に係る意見の聴取会についてのお知らせ			
(建築物の名称) 建築計画の概要			
敷地の地名地番	名古屋市 区		
用 途		敷地面積	. m ²
構 造	造	建築面積	. m ²
高 さ	. m	延べ面積	. m ²
階 数 棟 数	地上 階 地下 階	棟	工事着手 予定時期
建築主	住所 氏名		
設計者	住所 氏名	電話 ()	—
工事施工者	住所 氏名	電話 ()	—
意見の聴取日時	年 月 日 午後 時		
意見の聴取場所	○○○○○○○○ (会場名) ○○○○○○○○ (住所)		
意見の聴取の 対象者	計画建物の敷地境界線から 50m の範囲内の土地及び建築物の 権利者 (所有権、借地権等)		
許可対象事項	建築基準法第 48 条第○項 許可対象用途 ○○○の許可		

意見の聴取の対象者は、出席してこの建築計画について意見を述べるすることができます。
また、文書でも意見を提出することができます。詳しくは下記にお尋ねください。

問合せ先 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市住宅都市局建築指導課市街地建築係
電話 052-972-2918

年 月 日設置

法第 48 条第 16 項各号に該当するものについて

法第 48 条第 16 項第一号に該当するものについて

法第 48 条第 16 項第 1 号は、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意が不要な許可について定めています。

許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で、政令で定める範囲内（増築等が許可時の敷地内であること、増改築後の不適合用途部分の床面積の合計及び出力等の合計が許可時の合計を超えないこと。）について特例許可を行う場合は公開による意見の聴取及び建築審査会の同意が不要となります。

法第 48 条第 16 項第二号に該当するものについて

法第 48 条第 16 項第 2 号は、建築審査会の同意が不要な許可について定めています。

日常生活に必要な政令で定める建築物（コンビニエンスストア等、学校給食センター、自動車修理工場）で、住居の環境の悪化を防止するために必要な建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 3 で定める措置（騒音や振動対策等）が講じられているものの建築について特例許可をする場合は、建築審査会の同意が不要となります。

（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に限る。）